

## P F I 導入可能性検討（スクリーニング）の実施に関するガイドライン

### 第1 目 的

P F I については、平成15年9月に公表された「京都府行財政改革指針～いかかくナビ～」の事業改革の一つとして掲げられ、その導入・推進を図ることとしたところであり、財政の健全化とともに効率的かつ透明性のある行財政運営を実施していくための手法として府事業に適用していくことが求められている。

ついでには、公共施設等の整備等においてP F Iの積極的な活用を図るとともに、京都府P F I導入指針に基づく事業担当部局・事業所管課（以下「部局等」という。）の効率的・効果的な事業の発案に資するため、P F I導入可能性検討（スクリーニング）を実施することとする。

### 第2 P F I 導入可能性検討調書の作成

部局等は、下記の施設整備等をしようとするときは、P F I導入可能性検討調書を作成し、P F I事業推進委員会に提出することとする。

設計及び建設費が10億円以上の施設整備事業（改築を含む）

上記以外の事業で民間の経営ノウハウ等の活用により行政の効率化やサービスの著しい向上が見込まれる事業

### 第3 P F I 導入候補事業の選定（一次評価）

P F I事業推進委員会は、上記調書の事業について、下記の視点に基づき検討を行い、P F I導入候補事業を選定することとする。

長期にわたる安定的な需要が確保できること

民間の経営や運営に関するノウハウの活かすことができること。

公共性による制限が少なく、民間に任せられる部分はあること。

民間に任せる事業範囲が明確にできること。

コスト削減効果が高いと見込まれること。

補助金等資金調達条件が不利にならないこと。

サービス開始時期までのスケジュールに一定の余裕があること。

### 第4 概略調査の実施

P F I導入推進委員会において選定されたP F I導入候補事業については、概算のV F Mの算定等コスト面でのP F Iへの適性等についての概略調査を実施することとする。

### 第5 P F I 導入可能性調査実施事業の決定（二次評価）

P F I事業推進委員会は、上記概略調査の結果を検討の上、P F I導入可能性調査を実施する事業を決定することとする。

V F M(Value For Money)：支払に対して最も価値の高いサービスの提供